

平成19年11月6日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市子ども福祉審議会
会長 森田 明美

西東京市における子どもの権利に関する条例の策定について（中間答申）

平成19年4月24日付19西児字第125号により当審議会に諮問のありました、「西東京市における子どもの権利に関する条例の策定」について、審議を重ねてきた結果、委員の合意を以って、条例の基本的考え方、策定の進め方、検討に必要な事項について、下記のとおり中間答申します。

記

答申事項

- 1 子どもの権利に関する条例の基本的考え方
- 2 条例制定の進め方
- 3 子どもの権利に関する条例の条例案
- 4 その他子どもの権利に関する条例の検討に必要な事項

西東京市における
子どもの権利に関する条例の策定について
中間答申（本文）

西東京市子ども福祉審議会

平成 19 年 11 月 6 日

= はじめに =

西東京市では、基本構想・基本計画に基づき「子どもがのびやかに育つために」子どもにやさしいまちづくりを進めている。平成16年には「子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）」を策定し、子どもの育ちや子育て支援に取り組んでいる。

子どもの権利に関する条例は、これからの西東京市における子どもの育ちを保障し、子どもにやさしいまちづくりを実現するために必要な条例であり、子ども・子育て支援施策の基本条例としての意義を持つものである。

平成19年4月24日、平成19年度第1回西東京市子ども福祉審議会において、市長から「子どもの権利に関する条例の策定について」以下のとおり、諮問がなされた。

[諮問事項]

- 1 子どもの権利に関する条例の基本的考え方
- 2 条例制定の進め方
- 3 子どもの権利に関する条例の条例案
- 4 その他子どもの権利に関する条例の検討に必要な事項

この条例は、子どもの最善の利益を地域で実現するための基本条例であり、子どもや子どもを取り巻く環境に対する、西東京市や関係する大人たちが真剣に取り組む姿勢を示すものとなる。

本審議会ではこの条例が果たす重要性を認識し、

条例づくりの過程（プロセス）を大切にすること

西東京市の実情に適した条例となること

子どもの育ちを地域で実現するため、子ども参加・市民参加による条例策定の3つの視点に立ち、審議した結果を中間答申とする。

= 条例の策定意義 =

国の施策における地方分権化が進む中で、子ども自身が育っていくための環境整備を基礎自治体で整えようとする動きは大変重要であり、それは子ども支援であると同時に、保護者や子どもに関わる関係者、教員、担い手たちへの環境整備でもある。条例の制定意義は、

市が子ども全般に関わる施策を推進する体制をつくるため

家庭（保護者）・学校・施設・地域・行政の連携を具体的に進めるため

子どもはかけがえのない存在との認識に立ち、子ども観を広く市民・事業者・職員と共有するためである。

1．子どもの権利に関する基本的考え方

条例の形式：総合条例

条例には、多様な内容を含む総合条例、個別な問題に特化した個別条例、施策を推進する原則を定める原則条例など様々な形式がある中で、本審議会としては総合条例を目指していただきたい。

総合条例は、子どもの権利に関する基本理念、家庭・学校・施設・地域社会など様々な場面における子どもの権利保障、子ども参加や救済の仕組み、子ども施策の推進や検証のあり方などを全て含むことができるため、それぞれが相互に補完し合い、子どもの権利を総合的に保障しようとするものである。

基本的性格

- (1) 条例は、市民、保護者、事業者、職員にとって、日常生活や地域社会において子どもに関わる様々な活動をする場合の拠り所となることが望まれる。そこで、西東京市の子ども施策や計画の基本的方向性を示すものとする。
 - (2) 西東京市が置かれている状況や子どもたちの現状から出発し、地域に即した内容とする。
 - (3) 西東京市にふさわしい条例づくりとする。
- 以上の3点を基本的性格とする。

2．条例策定の進め方

条例の策定に当たっては策定過程を大切に、西東京市で実効性のある条例となるよう、関係者、市民の参加を得て幅広く検討・策定することが望まれる。条例の実施は、そこに住んでいる市民（子ども）が関わるのが重要である。策定に至るまでの過程を市民（子ども）と共有し、その成果を条文に反映させていただきたい。

「子どもの権利に関する条例策定委員会」の設置

子どもの権利に関する条例の策定に向け、諸問題の検討や調査を具体的に行う子どもの権利に関する条例策定委員会（以下「策定委員会」）を設置されたい。本審議会では開催回数の都合上、議論しきれない条例に関する様々な事項について、本審議会の意思を引き継ぐ策定委員会の設置により、十分な時間をかけて検討されたい。策定委員会の設置については、以下の点に配慮すること。

- (1) 構成人数について
10名程度が望ましい。
- (2) 委員について

法律又は子ども施策について見識のある学識経験者、学校関係者、地域で子どもに関わる大人、及び公募による市民委員を含むこと。また、本審議会との連携を図ることを目的に、本審議会委員の中からも委員を選出すること。

(3)市民委員について

西東京市市民参加条例及び同施行規則に則って手続きを進めること、また条例について十分理解をして参加いただく必要があることから、選出方法は作文選考が望ましい。

(4)子ども参加・市民参加について

委員会の委員に市民を選出することは必要だが、それ以外の策定過程においても子どもの意見、市民の意見を十分に反映させていただきたい。委員会で、具体的な調査やワーキング等の実施方法を検討されたい。

3. 条例案について（条例に盛り込むべき内容）

国連「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて

条例の内容は、「児童の権利に関する条約」や、国連・子どもの権利委員会が日本に対し行っている勧告等を踏まえ進めること。

西東京市で策定する子どもの権利に関する条例は、現状問題に対応する内容であることと同時に、子どもたちの未来や、将来の自治体状況を見据えたものであることが望まれる。地域における様々な場面において子どもの問題に直面したとき、しばしば、目の前の問題解決に捉われがちである。我々が取り組んでいる問題は、国際社会が目指している、子どもの権利実現のための取り組みであるという視点が確認できる点で、国際条約は重要な指針となる。そこで、国連「児童の権利に関する条約」に掲げられる国際基準を踏まえた内容とすること。

オンブズパーソン制度の導入について

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市子育て支援計画）」に基づき、子どもの救済に必要な制度や仕組みを研究し、西東京市で実現可能な制度や仕組みを検討されたい。

子どもの権利を侵害するような事件、虐待、いじめ等々、子どもの救済が必要な場面において、子ども固有のオンブズパーソン制度を設置できるかは重要な課題であり、救済する過程で関係する人々を相互につなぐ、調整機能を持つ第三者が必要である。オンブズパーソン制度は、子どもや市民の顔が見える距離、すなわち市という基礎自治体が設置することで大きな効果をもたらす。また、この制度が存在することで子どもの権利侵害の予防効果にもつながることを期待したい。

条例を推進する体制・仕組みについて

条例の推進体制について検討されたい。また、条例を推進する仕組みを工夫し検証可能なものとする。

わかりやすい条例文で

条例は、市民や子どもたちが読み、理解しやすいものが望ましい。そこで条例の作成にあたっては、わかりやすい言葉や表現にしていきたい。

4 . その他、子どもの権利に関する条例の検討に必要な事項

子どもの権利に関する啓発

子ども支援・親支援・職員支援を総合的に進めることが重要であるとの認識に立ち、今後も西東京市で現在実施されている様々な啓発事業や取り組みを、条例策定とともに進められたい。

本審議会の役割

策定委員会で検討する事項や内容は、必要に応じ本審議会へ報告し、調整・連携を図る必要がある。策定委員会において十分に時間をかけて議論した検討結果は、最終的に本審議会で審議し、「子どもの権利に関する条例の策定について」の最終答申としたい。